

# 露店等の開設について 消火器の準備と届出が必要です!!

(火気器具等の使用がある場合に限る)

施行日 平成26年8月1日～

平成25年8月15日に福知山市で発生しました福知山花火大会事故を踏まえて、屋外における催しの防火安全対策の強化を図るため、宮津与謝消防組合火災予防条例等の一部を改正しました。

## 露店を開設されるみなさまへ

### 催しにおける消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の一時的に一定の場所に人が集まることで火災時に人命等への危険性が高まる屋外での催し（イベント等）で火気器具等を使用する場合は、消火器を準備した上で使用しなければなりません。

火気器具等の例はこちら ⇒ [別添1](#)

### 火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届出

上記のイベント等で、火気器具等を使用する場合は事前に消防署への届出が必要になります。

届出書はこちら ⇒ [露店等の開設届出書](#)

※露店を開設する場合は、[「露店開設に伴う火災予防について！」](#)に基づき、自主点検等をお願いします。

※「催しにおける消火器の準備」及び「露店等の開設届出」の要否については、下記消防署まで問い合わせてください。

—お問い合わせは—

宮津与謝消防組合消防本部（代 表） 46-6119  
（予防課） 46-6125

宮津与謝消防署	46-5119	宮津分署	46-1191
加悦谷分署	46-1195	橋北分署	46-1197

# 指定催しの指定

## 指定催しとは

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、火気器具等の周囲において火災が発生した場合に、人命又は財産に特に重大な被害を与えるおれがあると認められるものを「指定催し」として指定します。

—大規模なものとして、消防長が別に定める要件は—  
「主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模として計画されている催し」とします。

## 主催者に次の事項を義務付けます。

- 主催者は、防火担当者を選任し火災予防上必要な業務に関する計画書を作成させ、催しの14日前までに、消防署長へ提出しなければなりません。

届出書はこちら ⇒ [火災予防上必要な業務に関する計画書](#)

## 罰則規定

- 「火災予防上必要な業務に関する計画書」を提出しなかった者に対して、30万円以下の罰金が科せられます。